

平成21年度11月補正予算案について

1 概要

11月補正予算は、来春の新卒者の就職に対する特別支援等の雇用対策など、早急に対応を要するものについて措置し、総額**14億円**を計上することとした。

【主な補正項目】

- ◆ 雇用対策（経済対策） 228百万円
- ※制度創設に係る債務負担行為額を含んだ額 467百万円

※下段（ ）書きは債務負担行為額で外数

[新卒者の就職に対する特別支援]

78百万円

(239百万円)

- 新規就農者確保のための特別支援 31百万円
 - ・新規学卒者を対象に農業法人等が実施する研修経費を助成
- 新規林業就業者確保のための特別支援 26百万円
 - ・新規学卒者を対象に林業事業体が実施する研修経費を助成
- 新規漁業就業者確保のための特別支援 18百万円
 - ・新規学卒者を対象に漁業経営体が実施する研修経費を助成
- 中小企業の雇用創出を特別支援（制度創設） 2百万円
 - ・中小企業が新規学卒者を正規雇用する場合の経費の一部を助成 (167百万円)
- 県内専修学校への就学特別支援（制度創設） 1百万円
 - ・高校新卒者が県内専修学校に進学する場合に必要な資金を貸与 (72百万円)
- 農業大学校への就学特別支援 制度改正
 - ・新規学卒者等の農業大学校への就学及び就農を促進するため奨学金制度を改正

[緊急雇用対策]

- 緊急雇用創出事業 150百万円
 - ・H22年度以降の実施予定事業を前倒して実施し、厳しい雇用情勢に対応

◆ その他

○定住自立圏民間投資促進事業（経済対策）	257百万円
・圏域の中核的病院等が実施する医療機器等の整備支援	
○災害関連公共事業	398百万円
・急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、県単災害復旧事業、維持修繕	
○実習船管理運営費	4百万円
・平成20年10月に発生した水産練習船わかしまね衝突・沈没事故についての損害賠償	
○大規模事業等基金積立金	457百万円
・わかしまね衝突・沈没事故に係る損害賠償金及び保険金収入を新船建造のための財源として活用するための基金積立	
※経済対策の合計	485百万円
雇用対策に関する制度創設に係る債務負担行為額を含んだ額	724百万円

【繰越明許費の設定】

○公共事業などに係る平成21年度から平成22年度への繰越限度額の設定	6,991百万円
------------------------------------	----------

【債務負担行為の設定】

○公の施設の指定管理料などに係る債務負担行為の設定

(追加分) 14,124百万円

・公の施設の指定管理料	12,498百万円
・雇用対策に関する制度創設分	239百万円
・その他	1,387百万円

(変更分) 573百万円

※ 債務負担行為とは、地方公共団体が翌年度以降に債務を負担する行為について、その行為をすることができる事項、期間及び限度額を予算の内容として定めておくもの

2 平成21年度一般会計歳入歳出予算

9月補正後予算額	①	5,881億円(588,108,292千円)
11月補正予算額	②	14億円(1,398,953千円)
補正後予算額	①+②	5,895億円(589,507,245千円)
*対前年度同期比		115.9%

【参考】平成20年度11月補正後予算額 5,086億円(508,620,654千円)

3 財源

(1) 国庫補助金等	3億円
(2) 基金の取崩し	2億円
・緊急雇用創出事業臨時特例基金	1.5億円
・地域活性化・経済対策調整基金	0.8億円
(3) 地方交付税	3億円
(4) 県債	1億円
(5) その他の歳入	5億円
合 計	14億円